

ワンポイント会計基準

vol.339 「法令及び会計基準の適用時期一覧（有価証券報告書・決算期別）」の概要

2026年4月10日に企業会計基準委員会から「法令及び会計基準の適用時期一覧（有価証券報告書・決算期別）」が公表されました。今回は、こちらの概要についてご紹介します。

1. 「リースに関する会計基準」等の公表

2024年9月13日に公表された当会計基準及び当適用指針、実務指針は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用とされています。ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用が可能です。

2. 「金融商品会計に関する実務指針」の改正

2025年3月11日に公表された当改正移管指針は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用とされています。ただし、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用が可能です。

3. 2024年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正

(a) 包括利益の表示に関する改正

2025年3月11日に公表された「包括利益の表示に関する会計基準」及び「株主資本等変動計算書に関する会計基準の適用指針」は、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用とされています。

(b) 特別法人税の取扱いに関する改正

2025年3月11日に公表された「法人税、住民税及び事業税に関する会計基準」及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」は、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用とされています。

(c) 種類株式の取扱いに関する改正

2025年3月11日に公表された「種類株式の貸借対照表価額に関する実務上の取扱い」は、2025年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用とされています。

4. 「期中財務諸表に関する会計基準」等の公表

2025年10月16日に公表された当会計基準及び当適用指針は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用とされています。

5. 「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い」の公表

2025年11月11日に公表された当実務対応報告は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用とされています。ただし、公表日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用が可能です。

6. 「後発事象に関する会計基準」等の公表

2026年1月9日に公表された当会計基準及び当適用指針は、2027年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用とされています。

7. 「防衛特別法人税の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」の公表

2026年2月27日に公表された当実務対応報告は、2026年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から原則適用とされています。

以上